

海外特別研究員事業 採用者各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
海外特別研究員採用者への特例措置について (通知)

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会は、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず派遣先機関での研究実施が困難になった場合等を考慮し、海外特別研究員事業（RRA含む）の実施要項及び『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引』の取扱いについて特例措置を下記のとおり講じることとしました。

本特例措置は、令和3年度内に実施する内容について定めており、原則として令和2年度内に実施した内容を踏まえ、同様の措置を実施しますが、令和3年度に実施するに際し適用される採用年度の更新等と実施内容の一部変更を行うものです。また、採用年度により適用される内容が異なります。該当する採用年度への措置内容に同意の上適用を希望する場合は、対応する希望調書等及び添付書類を揃え、その電子媒体を速やかに本件担当宛メールでお送りください。

手続等についてご不明な点がございましたら、下記本件担当までお問い合わせください。

記

1. 対象者

海外特別研究員事業（RRA含む）の採用者（一部採用内定中の者を含む）のうち、別紙1に定める条件を満たす者

2. 特例措置の内容

別紙1参照

※別紙1にある各種特例措置の考え方等については、別紙2を参照してください。

(本件担当)

(独)日本学術振興会人材育成事業部海外派遣事業課

海外特別研究員事業担当

TEL : 03-3263-0189

E-mail : kaitoku@jstps.go.jp

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について

1. 目的

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、海外特別研究員及び海外特別研究員-RRA 採用者（一部採用内定中の者を含む。以下「採用者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により本人の責によらず渡航を延期又は海外での研究中断等をせざるを得ない場合に必要な措置を講じます。

なお、本特例措置は、海外特別研究員事業実施要項、海外特別研究員-RRA 事業実施要項（以下、まとめて「実施要項」という。）に基づき定めた『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）』（以下「手引」という。）の取扱いの特例として実施するものであり、以下に記載のない事項は全て実施要項及び手引に基づき実施します。

2. 措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響は、採用者の採用年度や渡航状況等により多様であることを踏まえ、令和3年度においても採用年度毎に異なる措置を実施します。令和4年度の対応については、該当する採用者に対し改めてお知らせする予定です。

(1) 日本国内に滞在のまま採用開始を希望する者への特例措置

【未渡航の令和3年度採用者向け】（下記3. 参照）

(2) 令和3年度中に渡航せず、令和4年度に採用開始することを希望する者への特例措置

【令和3年度採用内定者のうち、未渡航の者向け】（下記4. 参照）

(3) 日本国外に滞在する採用者への特例措置【平成31年度の採用者向け】

（下記5. 参照）

(4) 共通事項【平成31年度、令和2年度、令和3年度採用者向け】

（下記6. 参照）

3. 日本国内に滞在のまま採用開始を希望する者への特例措置【未渡航の令和3年度採用者向け】

本特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用者が派遣国・地域への入国ができなくなった場合等を考慮の上、渡航延期などへの取扱いについて柔軟な対応ができるようにするためのものです。令和3年度採用者（採用内定中の者を含む。）のうち、本特例措置の適用を希望する者は、以下の内容及び条件を熟読、理解の上で申請してください。

① 対象者

以下のa) 及びb) の両方に該当する者を対象とします。

ただし、常勤職及びそれに準ずる職（※1）に就いている者が、手引3ページの「①資格（I）」に該当する者が我が国の所属機関から受ける給与」を受給する場合は対象外とします。

（※1）「常勤職及びそれに準ずる職」の考え方について
週当たり労働時間が20時間を超える場合（80時間以上／月）は、常勤職に準ずる職として扱います。

a) 令和3年度採用者のうち、次の「一」～「三」のいずれかに該当する者

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達等により、当該国・地域への入国を拒否されたあるいは当該国・地域からの退避を求められた採用内定者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 二 派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が困難になった採用内定者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 三 その他前号に準ずる緊急かつやむを得ない事情がある者

b) 海外特別研究員事業による金銭的支援及び手引3ページ「(2) 他からの資金援助」において「例外的に受給を認めている資金」を除く収入源を持たない者（※2）

（※2）本特例措置の適用者が、「日本国内での海外特別研究員としての研究課題遂行」に支障が生じない範囲で、「常勤職及びそれに準ずる職」に当たらない形態で職に就き（今後就く予定を含む）賃金等を受給することは妨げません。

② 日本国内で研究を行うことができる期間

本特例措置の適用により日本国内で研究を行うことができる期間は、原則最長6か月とします。また、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、派遣先の状況によりやむを得ない場合には、合計で1年を超えない範囲で延長を可能とします。ただし採用者は、派遣先の受入環境が整い次第速やかに渡航するよう努めていただくようお願いいたします。

なお、本特例措置の適用を受けた令和3年度採用者の採用期間は、日本国内での研究期間・海外での研究期間を含めた期間とします。

③ 滞在費・研究活動費の支給

日本国内での研究期間については、滞在費・研究活動費を受給することができます。ただし、受給可能な額として、日本国内滞在に係る旅費の単価及び考え方に準拠した金額を別途設定しています。詳細は下表のとおりです。

日本国内滞在中の滞在費・研究活動費の考え方や、通常時の滞在費・研究活動費との関係については、別紙2にまとめておりますので、本特例措置の申請に当たっては必ずご一読ください。

表：日本国内に滞在する採用者への特例措置期間中の滞在費・研究活動費の支給額目安

支給対象期間	日数	単価	計
採用開始後第1日～30日	30	13,000	390,000
第31～60日	30	11,700	351,000
第61日～	30	10,400	312,000

④ 支給手続

上記①～③の条件により、受給を希望する場合は、別紙様式1に必要事項を記入し、所定の添付書類と合わせて本会宛提出してください。

⑤ 日本国内で採用を終了する場合の取扱い

令和3年度採用者が、日本国内での特例措置による滞在費・研究活動費の受給後、日本国内滞在のまま採用を終了する場合であって、令和5年度採用分海外特別研究員事業に改めて申請を希望する場合は、令和5年度採用分海外特別研究員事業の申請を特例として認めます。ただし、同事業募集要項の申請資格を満たすことが必要です。詳細は令和5年度採用分募集要項（令和3年度末までに公開予定）を確認してください。

4. 令和3年度中に渡航せず、令和4年度に採用開始することを希望する者への特例措置【令和3年度採用内定者のうち、未渡航の者向け】

令和2年度においては、派遣先の状況によっては採用年度中の渡航の見通しが立たない等、採用内定者が、やむを得ない理由により採用年度中に採用開始を希望しない場合において、採用年度の翌年度に採用を開始することを可能とする措置を講じてまいりました。

令和3年度採用内定者に対する本措置の実施の有無については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて検討の上、7月末頃にご連絡いたします。

なお、今後本会として令和4年度に渡航を希望する者を把握する必要が生じた場合は照会させていただきますので、ご協力願います。

5. 日本国外に滞在する採用者への特例措置【平成31年度の採用者向け】 ※実施中の措置

本特例措置は、平成31年度の採用者のうち、以下に示す条件を満たす者に対し、採用期間の延長を可能とする措置です。平成31年度の採用者のうち、採用期間の延長を希望する者は、以下の内容及び条件を熟読、理解の上で申請してください。

※以下の内容は、平成31年度の採用者に対し、令和2年12月23日付学振海第220号にて通知した内容と同一です。

① 対象者

以下の a) から d) の全てに該当する者とします。

a) 平成 31 年度の採用者のうち、令和 3 年 3 月 31 日又は令和 3 年度に採用期間が終了する(※ 3) 者

b) 次の「一」又は「二」のいずれかに該当する者

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達又は派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が著しく困難になった期間を有する者
- 二 その他前号に準ずるやむを得ない事情がある者

c) 本通知発出時点で派遣先の国・地域に滞在中又は滞在予定である者

d) 採用期間の延長を希望する期間において、手引 3 ページ「(2) 他からの資金援助」において例外的に受給を認めている資金を除く収入源を持たない者

(※ 3) 本通知発出時点で既に採用期間が終了し日本に帰国している者や、今後派遣期間の短縮により採用期間を終了する者は、採用期間終了日が令和 2 年度又は令和 3 年度内であっても本特例措置の対象外とします。

② 採用期間の延長が可能な期間

延長することができる期間は、当初の派遣期間終了日の翌日から、採用者及び派遣先の受入研究者が合意し本会が承認した日までの、原則最長 6 か月間とします。

③ 滞在費・研究活動費の支給

延長期間中の滞在費・研究活動費は、原則6 か月分を上限として支給することとし、当初の採用期間において適用していた単価を適用の上算出します。

④ 申請手続

上記①～③の条件により採用期間の延長を希望する場合は、次の a) から d) の全ての書類を当初の採用期間終了日の 1 か月前を目途に本会宛電子媒体で提出してください。この期限までに手続が難しい場合はご相談ください。

a) 別紙様式 2

b) 受入研究機関及び受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルス感染症の影響により、採用期間を延長せざるを得ない状況が確認できる文書（当該国・地域又は当該機関からの通知文書や受入研究者からのメールの写し等とし、書式任意。）

c) 延長期間中に行う研究計画及びその期間について受入研究者が同意している旨がわかる文書
(通知文書やメールの写し等とし、書式任意。)

d) 別紙日程表 ※手引に収録されているものと同一

⑤ 留意事項

延長期間の終了後については、「付加用務（手引26ページ参照）」を申請することが可能です。ただし、その場合の付加用務期間の上限は、1年間から採用期間の延長分を差し引いた期間とします。

6. 共通事項【平成31年度、令和2年度、令和3年度採用者向け】

① 採用期間の中断 ※一部変更点を含む

通常の採用期間の中断の理由は、出産・育児・傷病によるものに限定しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が多様であり、各採用者における当初の研究計画の遂行が困難になる等の状況については、本会として引き続き考慮することが求められることから、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした中断を可能とする取扱いを実施します。

採用中断期間は、採用期間中において原則として通算1年を超えない範囲とします。なお、「令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について（通知）」（学振海第93号 令和2年7月31日）によって令和2年度に採用中断の承認を受けている者が、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由により通算1年を超える追加の採用中断を希望したい場合は、別途1年を上限（この場合通算2年を超えない範囲を上限）として採用中断を申請できることとします。ただし、中断期間中に係る滞在費・研究活動費の支給はありませんので、あらかじめお含み置きください。

中断を希望する場合は、別紙様式3を用いて申請してください。

中断期間の変更については別紙様式4、再開については別紙様式5を用いて申請してください。別紙様式3及び4については、各様式の最下部に記載した所定の添付書類も合わせて本会宛提出してください。

その他の事項（中断期間中の滞在費・研究活動費の取扱い、中断期間と採用期間との関係等）については、出産・育児・傷病による中断と同様とします。

② 購入済航空券に係るキャンセル料等の負担 ※実施中の措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣先機関への渡航又は派遣先機関からの帰国のために既に購入していた航空券が使用できないことにより費用が発生した場合は、まず航空会社によるキャンセルポリシー等を確認し、同社による払い戻しの手続きを行ってください。当該払い戻しを受けてもなお自己負担が発生する場合は、本会が負担できる場合もありますのでご相談ください。

③ 一時帰国上限の緩和 **※実施中の措置**

現在一時帰国中の者や、今後一時帰国を行った者が、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣先の国・地域への再入国を拒否されたり、派遣先機関の閉鎖等により研究実施が困難になったりする場合、通常の一時的帰国の上限（1回につき14日以内、2年間の採用期間において40日以内）の緩和を考慮します。詳細は、具体的な事情を含め本会までご相談ください。

7. 留意事項・その他

- ① 本特例措置の適用期間中も、海外特別研究員の遵守事項等に違反した場合は、採用取消や採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。
- ② 令和2年度採用者及び令和3年度採用者に係る採用期間の延長可能性については、令和4年度以降の財務状況を踏まえ、改めて検討します。